

# 公共工事の発注者のみなさまへ

担い手確保には、**建設業の働き方改革**が必要です。

建設業の働き方改革の推進は、**公共工事が先導役**です！

建設業は、住宅、オフィスビル、店舗、工場などの建築や学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、地域社会と共生し、地域経済と雇用を支える役割を担っています。

また、近年、頻発化している地震や記録的な豪雨、台風など激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であり、人々の生活基盤を支える、不可欠な基幹産業です。

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図り、災害対応、インフラ整備・メンテナンス等の役割を果たし続けるためにも**建設業の働き方改革を強化**していくことが必要です。

公共工事の発注者の皆さまは、本リーフレットの趣旨を理解していただき、**担い手確保のための取組の推進をお願いします。**

## 担い手の確保のための取組

生産性の向上

- ◆ **施工時期の平準化** >>>>>>>>
- ◆ ICT技術の全面的な活用
- ◆ 規格の標準化 (Co工)

適正利潤の確保

- ◆ 予定価格の適正な設定
- ◆ 適切な設計変更
- ◆ 技術と経営に優れた業者の評価・選別

現場環境の改善

- ◆ **適正な工期設定** >>>>>>>>
- ◆ 安全衛生 (安全な現場)
- ◆ 快適トイレ

### 【平準化の促進に向けた取組】

【「さしすせそ」の推進】

- (さ) 債務負担行為の活用
- (し) 柔軟な工期の設定  
(余裕期間制度の活用)
- (す) 速やかな繰越手続き
- (せ) 積算の前倒し
- (そ) 早期執行のための目標設定  
(執行率等の設定、発注見通しの公表)

### 【週休2日を確保するための取組】

- **週休2日工事の導入拡大**
- **週休2日の確保を考慮した適正な工期設定**
- **必要となる費用の予定価格への反映**
- **統一的な現場閉所**  
(第2週、第4週+1週の土日  
+土日に関わらず週休2日を月1回)

2024(令和6)年4月1日から

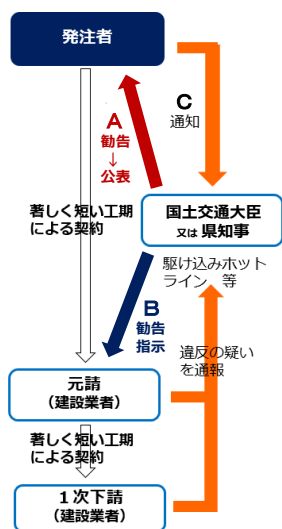
建設業も時間外労働の上限規制が適用されます

2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

## 著しく短い工期の請負契約は禁止されています

- 建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。
- 建設業法第19条の6第2項において、「建設業者と請負契約（請負代金額が500万円（建築一式工事は1,500万円）以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。」ことが規定されています。
- 長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれもあります。また、**建設業法違反で勧告等**される場合があります。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期」とする請負契約を締結した場合、発注者に対し、国土交通大臣又は県知事は必要な勧告を行うことがあります（勧告に従わない場合は公表されることがあります）



**A** 〈建設業法〉 国土交通大臣又は県知事は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

**B** 〈建設業法〉 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣又は県知事は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。

**C** 〈公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律〉 建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。